

資料1：決議X.31：湿地システムとしての水田の生物多様性の向上

1. 米は世界中で少なくとも114ヶ国で生産されており、世界人口の半数以上の主食として世界のカロリー供給の約2割を占めていることを認識し、
2. 最近の世界的な食料供給とコストへの懸念及び食料増産の必要性を意識し、COP10決議23「湿地と人間の健康及び福祉」において、人間の健康、食料安全保障、貧困削減及び持続可能な湿地管理が相互に依存していることが強調され、締約国に対し「湿地保全、水、保健、食料安全保障、貧困削減の各担当部局間の協力を強化し新たな連携を模索する」よう要請していることを同じく意識し、
3. 世界の米作地帯のかかなりの割合において典型的な農地景観となっている水田（米が栽培されている、灌漑され冠水した土地）が、米作を行っている様々な文化圏において何世紀にもわたり広大な開放水面を提供してきたこと、米生産に加え、他の動植物性の食料源や薬草を提供し、湿地システムとして機能しその地域の人々の生活及び健康を支えていることを認識し、
4. 世界の多くの場所で水田が、爬虫類、両生類、魚類、甲殻類、昆虫類、軟体動物等、湿地における重要な生物多様性を支え、水鳥のフライウェイ及び水鳥個体群の保全上重要な役割を果たしていることに留意し、
5. 水田に関わる水生生物の多様性が農村の人々の栄養、健康及び福祉に重要な貢献をしようことをさらに認識し、
6. いくつかの特定地域では、灌漑された水田が生物多様性保全のために周辺の自然/半自然の生息地、特に湿地につながっていることが重要であることも認識し、
7. 「水田」はラムサール条約湿地分類法において人工湿地として含まれているため（「分類3灌漑地。灌漑用水路、水田を含む」）、適切な場合には、ラムサール条約湿地に指定又は含めることができること、また、少なくとも世界中で100ヶ所のラムサール条約湿地が、重要な生態的役割を持ち、繁殖・非繁殖を問わず留鳥や渡り性水鳥の国際的に重要な個体群を含めた幅広い生物多様性を支える水田を含んでいることを想起し、
8. 水田を持ついくつかのラムサール条約湿地は、国連食糧農業機関（FAO）によって開始された、伝統的技術、文化的価値、生物多様性上の価値にとって重要な土地を保全するプログラムである、「地球的重要農業遺産システム（GIAHS）プログラム」に含まれており、または含められる可能性があることに留意し、そのような条約湿地は賢明な利用の例となることを認識し、
9. 不適切な水管理、自然な水の流れの変更、侵略的外来生物を含む新たな動植物種の導入、有害な農業用化学物質の多用に関連した不適切な農法の実践、ならびに水田を他の土地利用に変えることによる影響等の要因により、持続可能な湿地システムとしての水田の役割そして周辺環境に対して、現に存在する、または起こりうる危機や影響を懸念し、
10. 渡り性水鳥等の動物に生息地を提供したり、雑草や害虫の管理を行うために、稲作していない時期の水田を湛水する等の、いくつかの水管理の取組が適用されていることに留意し、
11. 湿地から水田への不適切な転換が、地域の生物多様性と関連する生態系サービスに悪影響を及ぼしかねないことを懸念し、本決議が、既存の自然湿地を人工湿地に改変すること、あるいは土地を不適切に人工湿地に改変することを正当化するものではないことを確認し、
12. 本決議の焦点は、本条約、国際的に合意された開発目標及び他の関連する国際的な義務と一致しつつ調和する形で行われる、湿地システムとして適切な水田の生態学的及び文化的な役割と価値の維持及び向上に特にあてられたものであることを確認し、
13. 決議Ⅷ.34（2002年）がとりわけ、農法が湿地保全の目的と両立することの重要性、そして持続可能な農業がいくつかの重要な湿地生態系を支えていることを強調したことを想起し、決議Ⅷ.34への対応として、科学技術検討委員会（STRP）とGAWI（Guidance on Agriculture-Wetlands Interactions）がFAO、ワーヘニンヘン

- ン大学・研究センター、国際水管理研究所（IWMI）、ウェットランドアクション、国際湿地保全連合とのイニシアティブにより、湿地と農業の相互作用に関する手引きのための枠組準備を含む作業に取り組んでいることを意識し、
14. 水田耕作に関する情報や成果は、農業生物多様性指標を含む経済協力開発機構（OECD）の農業と生物多様性に関する業務と出版物を通じ入手可能であること、湿地、水、稲作に関する情報は「農業における水管理の包括的アセスメント（CA）」から入手可能であること、国際水管理研究所（IWMI）がSTRPのために用意しているラムサール条約湿地分類タイプごとの分布と条約湿地に含まれている割合に関する分析には、特に人工湿地として水田が含まれていることに留意し、締約国会議は、
 15. 締約国に対して、湿地保全の目的を助長し、地下水涵養、気候緩和、洪水・侵食制御、地すべり防止、動植物食糧源や薬草の提供、生物多様性保全等の生態系サービスを提供するような、持続可能な水田農法を特定するために、水田の動植物相と生態学的機能、湿地システムとしての水田の生態学的価値を維持してきた稲作地域の社会において発展してきた文化に関する、さらなる調査を促進させることを奨励する。
 16. 締約国に対して、ラムサール条約湿地への登録や、FAOの「地球的重要農業遺産システム（GIAHS）プログラム」のような機構を通じ、このような水田に対する認識を高めたり保護を提供することを検討するよう呼びかけ、さらに、締約国に対し、持続可能な稲作農法と水管理の改善を支援するため、これらの農法と水田の情報を、政府間、農業者、自然環境保全機関に広め、情報交換をすることを呼びかける。
 17. 締約国に対して以下の行動を奨励する。
 - i. 持続可能な農法の促進のみならず、水田、自然湿地そして河川流域の結びつきについての概念にも留意し、湿地システムとしての水田を、湿地の賢明な利用に沿って管理するための課題と機会を特定し、さらに、自然環境保全部局が農業部局、稲作や疾病予防を管轄する省庁とも連携し、自然の生物多様性、生態系サービス、水田の持続可能性を高め、農家や周囲の地域住民の栄養状態、健康、福祉の改善、ならびに水鳥個体群の保全にも貢献するような、水田における計画策定、農法、水管理を特定し積極的に推進することを奨励する。
 - ii. 食料生産の必要性及び地域社会の利益を意識しつつ、河川流域全体の視点と水田が上下流に及ぼす可能性のある影響が考慮されるようにするため、COP10決議19で採択された湿地と河川流域管理に関する手引きを適切に参照し、上記の計画策定、農法、水管理が、適用可能な箇所において実施されるようにする。
 - iii. 自然湿地等の生息地を不適切な形で人工湿地に転換することにより、水田に関連した計画策定、農法、水管理が、現在ある自然の生物多様性や生態系サービスの損失につながらないようにする。
 - iv. 上記の措置と整合性を保ちながら、水により伝染する疾病、疾病媒介生物（高病原性鳥インフルエンザを含む）、水田における過剰および不適切な農業用化学物質の使用に関連した、人の健康へのリスクを最小限にする適切かつ環境的に持続可能な方法を模索する。
 18. 科学技術検討委員会（STRP）に対して、他の関心を有する機関とともに、以下の行動を奨励する。
 - i. 水田が異なる方法で管理されていること、そしてGAWI パートナーシップの作業を考慮に入れつつ、湿地生物多様性の保全および湿地生態系サービスの提供に、水田が果たす役割について技術報告書を準備する。
 - ii. FAO、国際水管理研究所（IWMI）、国際稲研究所（IRRI）、アフリカ稲センター（WARDA）、GAWI パートナーシップ等と協働して、必要な食料生産の需要を満たしつつ、湿地の生物多様性と生態系サービスを保全または向上させる持続可能な稲作について、水田の計画策定、管理方法、研修に関する入手可能な手引きと情報を交換し、総説を作成し普及させる。

資料2：決議IX.19：ラムサール条約の効果的な履行に果たす地域湿地シンポジウムの重要性

1. 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」（決議Ⅶ.19）に従って締約国と他の組織、利害関係者間の国際協力を強化する適切な地域的枠組みの確立が必要であることを考慮し、
2. 「条約の履行を高めるための地域イニシアティブ」（決議Ⅷ.30）と「条約の枠組みにおける地域イニシアティブの確立」（決議Ⅸ.7）でくりかえし指摘されているように、条約の趣旨と目的を推進するために地域協力の担うべき重要な役割を認識し、
3. こうした地域協力は、世界各地域の政府、NGO、科学技術・政策立案部門間における緊密なパートナーシップによって達成されるということを考慮し、
4. 「地域社会と先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」（決議Ⅶ.8）と決議Ⅷ.36で具現化されているように、湿地の保全と賢明な利用には地域社会と先住民の参加が不可欠であることを認識し、
5. 日本のNGOであるラムサール・センター（RCJ）の主導で1992年（日本）、2001年（マレーシア）、2005年（インド）で開催された「アジア湿地シンポジウム（AWS）」が、アジ

- アでの効果的な地域協力とネットワーク形成に実質的な貢献ができたことを認識し、
6. これらのシンポジウムが、湿地の管理に携わっている、各国中央政府と地方政府、NGO、専門家、民間部門、地域住民、先住民を含む多様な部門間での議論をする唯一の場を提供していること、その成果であるAWS勧告（1992年）、ベナン声明（2001年）、チリカ声明（2005年）に盛り込まれた勧告がそれぞれ、第5回、第8回、第9回の締約国会議に報告されてきたことを了解し、
 7. AWSおよびRCJの主催した一連の地域ワークショップが、アジア地域におけるラムサール条約の趣旨と目的に関する人々の意識の向上と同条約への加入の促進に貢献し、締約国に対してラムサール条約湿地となるべき湿地の特定と登録を奨励し、かつ経済成長と貧困の削減を含めた持続可能な開発の分野において湿地管理へ地域社会と先住民の参加を促進したことに留意し、
 8. ラムサール条約締約国会議とその地域会合では政策と行政主導の管理の問題に焦点を当てた議論が中心になってきており、一連のAWSが、アジア地域における湿地の保

全と賢明な利用のための優先事項と専門の問題について討論するうえで、補完的な役割を果たし、いっそうの価値をもったフォーラムを提供していると認識し、

9. 一連のAWSの財政的支援が中央政府と地方政府、企業、学術機関、国連機関を含む国際機関、国際NGOなど広範な支援者から寄せられていること、これらによる貢献がAWSと一連の地域ワークショップの継続的開催の実施において、多大な価値をもつこと、そのことがアジア地域における湿地の保全と賢明な利用に効果的で、多様かつ活発なネットワーク形成をもたらしていることを認識し、

10. また、隔年開催の国際湿地シンポジウムの第5回会合が、米州地域の国々の科学者と湿地管理者の参加を得て、キューバ・サバタ湿地で開催されたことに留意し、締約国会議は

11. アジア地域のすべての締約国と未締約国に、AWSがアジアにおける湿地の保全と賢明な利用のための情報交換の効果的な場であり、実践に関する優れた助言の源となっていることを十分認知するよう奨励する。

12. AWSが、今後とも定期的に開催されることを支持する。

13. 地方政府、NGO、民間部門、地域住民を含み、かつそれだけにとどまらない広範な利害関係者によるAWSへの支援と参加を促進するよう要請する。ただし、このことによって条約の中核予算に対して財政的な要請をするものではないことに留意する。

14. 条約事務局と常設委員会に、このようなフォーラムにおける経験の交換や革新的な実践に関する議論を通じて条約履行を支援するために、フォーラムの成果を締約国と政府が十分に利用できるよう、地域内会合を含むラムサール地域会合と地域湿地フォーラムとのつながりを奨励促進することを要請する。

15. 締約国、国際NGO、その他関連する科学技術機関に、特に条約の下で確認された地域イニシアティブに関して、同様のフォーラムがまだ存在していない場合、条約履行のための科学技術的支援を強化する手段として、AWSの経験を生かし、地域的な科学技術フォーラムを定期的に開催することの有益性を検討するよう推奨する。

資料3：決議Ⅷ.13付属書1：ラムサール条約湿地分類法

このコードは、勧告4.7によって承認され、締約国会議の決議Ⅵ.5及びⅦ.11によって修正されたラムサール条約湿地分類法に基づいている。ここに掲げる分類は、各条約湿地が表す主要な湿地生息地を速やかに特定できるように、大まかな枠組みだけを提示するものである。

海洋沿岸域湿地

A 低潮時に6メートルより浅い永久的な浅海域。湾や海峡を含む。

B 海洋の潮下帯域。海藻や海草の藻場、熱帯性海洋草原を含む。

C サンゴ礁。

D 海域の岩礁。沖合の岩礁性島、海崖を含む。

E 砂、礫、中礫海岸。砂州、砂嘴、砂礫性島、砂丘系を含む。

F 河口域。河口の永久的な水域とデルタの河口域。

G 潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟。

H 潮間帯湿地。塩生湿地、塩水草原、塩性沼沢地、塩生高層湿原、潮汐汽水沼沢地、干潮淡水沼沢地を含む。

I 潮間帯森林湿地。マングローブ林、ニッパヤシ湿地林、潮汐淡水湿地林を含む。

J 沿岸域汽水/塩水礁湖。淡水デルタ礁湖を含む。

K 沿岸域淡水潟。三角洲の淡水潟を含む。

Zk (a) 海洋沿岸域地下カルスト及び洞窟性水系。

内陸湿地

L 永久的内陸デルタ。

M 永久的河川、溪流、小河川。滝を含む。

N 季節的、断続的、不定期な河川、溪流小河川。

O 永久的な淡水湖沼 (8haより大きい)。大きな三日月湖を含む。

P 季節的、断続的淡水湖沼 (8haより大きい)。氾濫原

の湖沼を含む。

Q 永久的塩水、汽水、アルカリ性湖沼。

R 季節的、断続的、塩水、汽水、アルカリ性湖沼と平底。

Sp 永久的塩水、汽水、アルカリ性沼沢地、水たまり。

Ss 季節的、断続的塩水、汽水、アルカリ性湿原、水たまり。

Tp 永久的淡水沼沢地・水たまり。沼 (8ha未満)、少なくとも成長期のほとんどの間水に浸かった抽水植生のある無機質土壌上の沼沢地や湿地林。

Ts 季節的、断続的淡水沼沢地、水たまり。無機質土壌上にある沼地、ポットホール、季節的に冠水する草原、ヨシ沼沢地。

U 樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原。

Va 高山湿地。高山草原、雪解け水による一時的な水域を含む。

Vt ツンドラ湿地。ツンドラ水たまり、雪解け水による一時的な水域を含む。

W 灌木の優占する湿原。無機質土壌上の、低木湿地林、淡水沼沢地林、低木の優占する淡水沼沢地、低木カー、ハンノキ群落。

Xf 淡水樹木優占湿原。無機質土壌上の、淡水沼沢地、季節的に冠水する森林、森林性沼沢地を含む。

Xp 森林性泥炭地。泥炭沼沢地林。

Y 淡水泉。オアシス。

Zg 地熱性湿地。

Zk (b) 内陸の地下カルストと洞窟性水系。

注意：「氾濫原」とは、一以上の湿地タイプを表すのに用いられる意味の広い用語であり、R、Ss、Ts、W、Xf、Xp 等のタイプの湿地を含む。氾濫原湿地の例としては、季節的に冠水する草原 (水分を含んだ天然の牧草地を含む)、低木地、森林地帯、森林等がある。本ガイドラインでは、氾濫原湿地を一つの湿地タイプとしては扱っていない。

人工湿地

1 水産養殖池 (例魚類、エビ)。

2 湖沼。一般的に 8ha 以下の農地用ため池、牧畜用ため池、小規模な貯水池。

3 灌漑地。灌漑用水路、水田を含む。

4 季節的に冠水する農地 (集約的に管理もしくは放牧されている牧草地もしくは牧場で、水を引いてあるもの)

5 製塩場。塩田、塩分を含む泉等。

6 貯水池。貯水池、堰、ダム、人工湖 (ふつうは8ヘクタールを超えるもの)。

7 採掘現場。砂利採掘坑、レンガ用の土採掘坑、粘土採掘坑。土取場の採掘坑、採鉱場の水たまり。

8 廃水処理区域。下水利用農場、沈殿池、酸化池等。

9 運河、排水路、水路。

Zk (c) 人工のカルスト及び洞窟の水系。

資料4：決議Ⅷ.13付属書2：国際的に重要な湿地の選定基準及びガイドライン

本基準は、第7回締約国会議 (1999年) で採択され、従来使用されていた第4回と第6回締約国会議 (1990年及び1996年) で採択された基準に代わるもので、ラムサール条約湿地の選定における第2条第1項の実施のガイドとなる。(なお、第9回締約国会議の決議Ⅹ.1付属書Bで、基準9が追加された)

基準グループA 代表的、希少または固有な湿地タイプを含む湿地

基準1：適当な生物地理区内に、自然のまたは自然度が高い湿地タイプの代表的、希少または固有な例を含む湿地がある場合には、当該湿地を国際的に重要とみなす。

基準グループB 生物多様性の保全のために国際的に重要な湿地種及び生態学的群集に基づく基準

基準2：危急種、絶滅危惧種または近絶滅種と特定された種、または絶滅のおそれのある生態学的群集を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準3：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準4：生活環の重要な段階において動植物種を支えている場合、または悪条件の期間中に動植物種に避難場所を提供している場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

水鳥に基づく特定基準

基準5：定期的に2万羽以上の水鳥を支える場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準6：水鳥の一種または一亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

魚類に基づく特定基準

基準7：固有な魚類の亜種、種、または科、生活史の一段階、種間相互作用、湿地の利益もしくは価値を代表する個体群の相対的な割合を維持しており、それによって世界の生物多様性に貢献している場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準8：魚類の重要な食物源であり、産卵場、稚魚の成育場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

他の種群に基づく個別基準

基準9

鳥類以外の湿地に依存する動物種または亜種の個体群で、その個体群の1%を定期的に支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。